

個人情報保護に関する基本方針

丹波篠山市結婚相談室輪～りんぐ～及び縁結びサポーター（以下、「結婚相談室等」という。）は、縁結びサポーター登録や結婚相談受付などの機会を通して皆様から個人情報をご提供いただいております。

ご提供いただいた個人情報を保護することは、結婚相談室等の事業運営の基本方針であるとともに、社会的責務であると考えています。

結婚相談室等は、個人情報保護法や丹波篠山市個人情報保護条例その他関係法令を遵守して、個人情報を適正に取り扱ってまいります。

- 1 結婚相談室等は、適法で公正な方法で皆様の個人情報を受け取ります。
- 2 皆様から提供いただいた個人情報は、あらかじめ皆様の同意をいただいている利用目的のために必要な範囲内でのみ利用いたします。
- 3 結婚相談室等は、あらかじめ明示した範囲及び法令等の規定に基づく場合を除いて、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供しません。
- 4 結婚相談室等は、個人情報を正確な状態に保つとともに、漏洩、滅失、き損などを防止するため、適切な措置を講じます。
- 5 結婚相談室等は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止を求める権利を有していることを確認し、これらの申し出があった場合には速やかに対応します。
- 6 結婚相談室等は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ速やかに対応します。
- 7 結婚相談室等は、この方針を実行するため、個人情報保護規程を定め、確実に実施します。

令和6年10月1日

丹波篠山市結婚相談室輪～りんぐ～

受託者：一般社団法人ウイズささやま

代表理事 井本 季 伸

縁結びサポーター 個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、個人情報個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、丹波篠山市結婚相談室輪〜りんぐ〜及び縁結びサポーター（以下、『結婚相談室等』という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、結婚相談室等の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述または個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるものをいう。
- (2) 個人情報データベース等 特定の個人情報をコンピューターを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を一定の規則にしたがって整理または分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。
- (3) 個人データ 個人情報データベース等構成する個人情報をいう。
- (4) 保有個人データ 結婚相談室等が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人または第三者の生命、身体または財産に危害が及ぶおそれがあるもの、または違法若しくは不当な行為を助長し、または誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (5) 本人 個人情報から識別されまたは識別され得る個人をいう。
- (6) 職員 結婚相談室等の業務に従事する者をいう。
- (7) 匿名化 個人情報から当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所の記述等個人を識別する情報を取り除くことで特定の個人情報を識別できないようにすることをいう。

(結婚相談室等の責務)

第3条 結婚相談室等は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

(利用目的の特定)

第4条 結婚相談室等は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という）を特定するものとする。

- 2 結婚相談室等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。
- 3 結婚相談室等は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、または公表するものとする。

第5条 結婚相談室等は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱

わないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで前条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。

- (1) 法令に基づく場合

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- 3 結婚相談室等は、前項の規定に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、その取扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。

(取得の制限)

第6条 結婚相談室等は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。

- 2 結婚相談室等は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については取得しないものとする。

- 3 結婚相談室等は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 本人の同意があるとき。

- (2) 法令等の規定に基づくとき。

- (3) 個人の生命、身体または財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

- 4 結婚相談室等は、前項第3号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を取得したときは、その旨及び当該個人情報に係る利用目的を本人に通知するよう努めるものとする。

(取得に関しての利用目的の通知等)

第7条 結婚相談室等は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、または公表するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合には、この限りではない。

(個人データの適正管理)

第8条 結婚相談室等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする。

- 2 結婚相談室等は、個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

- 3 結婚相談室等は、個人データの安全管理のために、個人データを取り扱う職員に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

- 4 結婚相談室等は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、确实、かつ速やかに破棄又は削除するものとする。

- 5 結婚相談室等は、個人情報の取扱いの全部または一部を丹波篠山市結婚相談室 輪～りんぐ～（以下『結婚相談室』という。）以外の者に委託し、または請け負わせてはならない。

(個人データの第三者提供)

第9条 結婚相談室等は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は前項の規定の適用については第三者に該当しないものとする。

(1) 結婚相談室等が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

(2) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称についてあらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているとき

(保有個人データの開示等)

第10条 結婚相談室等は、本人から、当該本人に係る保有個人データについて、書面または口頭により、その開示の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しないことができる。

(1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 結婚相談室等の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

2 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の申出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。

3 保有個人データの開示または非開示の決定の通知は本人に対し、書面により遅滞なく行うものとする。

(保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止等)

第11条 結婚相談室等は、保有個人データの開示を受けた者から書面または口頭により開示に係る個人データの訂正、追加、削除又は利用停止の申し出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申し出た者に対し、書面により通知するものとする。

2 結婚相談室等は、前項の通知を受けた者から再度申し出があったときは前項と同様の処理を行うものとする。

(個人情報保護管理者)

第12条 結婚相談室等は、個人情報の適正な管理のため個人情報保護管理者を定め、個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。

2 個人情報保護管理者は、受託者の代表とする。

3 結婚相談室は、本規程の定めに基づき、適正管理対象の実施、職員に対する教育・事業訓練等を行う責任を負うものとする。

4 結婚相談室は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い見直しまたは改善を行うものとする。

5 受託者の代表者は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を担当職員に行わせることができる。

(苦情対応)

第13条 結婚相談室等は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

2 苦情対応の責任は、受託者の代表者とする。

3 結婚相談室は、担当職員を指定して苦情対応の業務を負わせることができる。

(職員の義務)

第14条 結婚相談室等の職員または職員であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

2 本規程に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した職員は、その旨を個人情報管理者に報告するものとする。

3 個人情報管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく理事長に報告するとともに、関係者に適切な措置をとるよう指示するものとする。

(その他)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、結婚相談室が別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、令和6年10月1日から施行する。